

佐賀県告示第76号

海岸保全区域の指定（昭和33年佐賀県告示第192号）の一部を次のように改正する。

令和元年9月27日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を、次のとおり指定する。					海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を、次のとおり指定する。				
有明海沿岸					有明海沿岸				
海岸名	地区海岸名	地先海岸名		区域	海岸名	地区海岸名	地先海岸名		区域
略					略				
福富海岸	福富下分地区海岸	林太郎 擗地先海岸	起点	杵島郡福富村大字福富下分2040番地	福富海岸	福富下分地区海岸	林太郎 擗地先海岸	起点	杵島郡福富村大字福富下分2040番地
		林源擗	終点	〃			林源擗	終点	〃
		〃	延長	1893番地の2 1,174米			〃	延長	1893番地の2 1,174米
		朝日擗	区域の幅	堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50米、水面の方向へ50米。ただし、一級河川六角川の河川区域を除く。			朝日擗	区域の幅	堤防表護岸天端肩から直角に陸地の方向へ50米、水面の方向へ50米。ただし、一級河川六角川の河川区域及び住ノ江漁港海岸保全区域を除く。
略					略				